平成２４年（フ）第６９５号
札幌市西区八軒10条西３丁目３番７号
債務者　金子　貴守
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０４号
札幌市中央区南９条西６丁目２番43号　フラット96―103号
債務者　金道　　圓
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１０号
札幌市手稲区曙５条２丁目２番３号
債務者　岡　　朋子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４０号
札幌市白石区北郷３条14丁目４番20号　Ｍ’Ｓ314―102号
債務者　久本　弘美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４６号
札幌市西区八軒３条東４丁目７番15号　フラット・Ｕ―401号
債務者　白谷　明美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８４号
札幌市西区八軒９条東２丁目１番19号
債務者　大塚　　茂
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３８号
札幌市豊平区中の島２条２丁目１番20―805号
債務者　松岡　　広
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３９号
札幌市豊平区中の島２条２丁目１番20―805号
債務者　松岡　君子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６８号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番31号　マノワール平岸302号
債務者　林野由紀子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８８号
札幌市東区東苗穂６条１丁目５番４号　イースト６・１Ａ207号
債務者　田辺　隆幸
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
群馬県高崎市芝塚町1938番地４　クイーンハイツ静峰701号
債務者　原田　愛子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５８号
群馬県高崎市芝塚町1938番地４　クイーンハイツ静峰701号
債務者　原田　市子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９２号
群馬県高崎市綿貫町1519番地５　ドリームハイツ303
債務者　山崎　　潤
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９４号
群馬県高崎市吉井町馬庭175番地１　エバーハイツ103号
債務者　早川　康弘
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４８号
新潟県五泉市本町５丁目１番２号
債務者　桐生　　江
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
静岡県沼津市下香貫大久保2401番地の１
ヴィラメゾンＮＯＲＩＫＡ103号室
債務者　根本　晴美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
奈良県大和郡山市北郡山町135番地４
債務者　中　　亮二
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所